

知的資産会計の体系化

The Systematization of Accounting for Intellectual Assets

李 相 和

LEE, Sanghwa

This study concerns for the systematization of accounting for Intellectual Assets, closely examining a reasonable accounting policy to measure and disclose a class of productive resources, which can be christened as the Intellectual assets.

I will show a kind of ones as technique for systematization of accounting for Intellectual Assets as follows. Firstly, giving to definition it by conceptual regulations of Intellectual Assets. Secondly, rationalizing it by method to measure and a basis of measurement for the Intellectual Assets. Finally, rationalizing it by system of Intellectual Assets management, and so far.

キーワード：知的資産、無形資産、ブランド

Key words : Intellectual Assets, Intangible assets, brand

I 問題の所在

現行の会計制度上、知的資産¹ (Intellectual Assets) は、その価値を評価するための客観的で信頼性のある測定手法が確立されていないことや、流動性の高い市場がないことから、第三者から購入した場合は資産計上を認めるが、自己創設の場合は仮に研究開発が成功した場合でも資産計上は認められていない。結果として、知的資産はほとんど貸借対照表には計上されていない。会計実務でも、多くの知的資産が測定の対象外であり、このことにより、資本の市場価値はその簿価から著しく乖離している。知的資産の貸借対照表への不計上の背景には、測定上の問題と制度上の問題がある。前者は、利益測定の基礎となる基本的プロセスにおいて、貨幣

額で測定できる経済事象のみを会計の対象としていることから、資産計上はもとより、ディスクロージャーの対象にもならないということである。後者は、処分可能利益の算定という観点から、知的資産の価値評価による未実現利益を排除するために、知的資産をオンバランスするという実務も制度的に全く考えられないということである。

しかしながら、最近、取引のグローバル化と企業間競争の高まり、情報技術 (IT) の出現など経済ソフト化による知的主導型経済への移行、サービス企業の経済における重要性の増大といった経済環境の変化に伴い、企業会計の計算構造的側面から知的資産の会計的認識の必要性が高まっている。知的資産の会計的認識に関する国際的動向としては、特に、最近のアメリカにおける「企業結合およ

「無形資産の会計処理」規定の改訂が注目される。

アメリカ会計基準審議会 (FASB) は、2001年6月、FASB基準書 (SFAS) 第141号および第142号²を公表した。これにより、無形資産および企業結合の一部として取得した営業権についての会計処理が大幅に変わることになる。新基準書は持分プーリング法を禁じるとともに、買収により生じた営業権を償却しないこと、そのかわりに減損の見直しを毎期に行うことを規定している。また、国際会計基準 (IAS) 第38号によれば、知的資産は、その資産の原価が信頼性をもって測定することができ、また、その資産に個別的に帰属させることができる将来のすべての経済的ベネフィットが企業にもたらされる場合、外部購入か自己創設かを問わず、資産計上が認められていると考えられる。さらに、イギリス会計基準 (FRS10) によれば、ブランドなど知的資産は、信頼性をもって測定できる場合や「容易に確かめられる市場価値³」 (Readily Ascertainable Market Value; RAMV) あるいは「公正価値⁴」 (fair value) が存在する場合に限って、自己創設の知的資産であっても資産計上が認められている。このような会計処理により、営業権の経済的価値とその利益に対する影響について透明性が確保される。また、それは知的資産の経済的価値の存在そのものが認められたことを意味する。

知識を基礎とする知的資源集約型の企業の割合とその重要性が高まっていることから、現在の会計ルールや規制の変更が強く求められる。現行の会計システムにおける最も重要かつ緊急の変革は資産の認識に関連するものである。本研究は、その一環として、知的資

産の基本的枠組を構築するという観点から、知的資産の資産としての適格性、その基本構造と測定および開示についての考察を行うものである。

II 知的資産の資産性の検討

1 資産一般の認識規準

知的資産⁵とは、イノベーション、固有の組織デザインまたは人的資源の慣行から創造され、企業に収益をもたらすと期待される無形の価値源泉 (将来ベネフィットに対する請求権) のうち、資産性のあるものをいう (Baruch Lev. 2001, p. 7)。知的資産のうち、会計上の認識対象とされるもの (オンバランス知的資産) をとくに、「無形資産」 (Intangible assets) とする。無形資産とは物的実体をもたない識別可能な非貨幣性資産をいう。また、知的資産のうち法律の保護を受けているものをまとめてその企業の知的財産 (Intellectual property; IP) と呼ぶ。たとえば、特許権、著作権、商標権、営業上の秘密、ブランド、顧客リスト、半導体マスクなどが含まれる。知的資産は所有する企業によって価値が違い、また所有する時期によっても価値が変わる。

ある資産が貸借対照表計上能力をもつためには、財務諸表で認識するための基準をクリアする必要がある。FASBの概念ステートメント (SFAC) 5号によれば、資産一般の認識規準として、財務諸表の構成要素の「定義⁶」をはじめとして、「測定可能性」、「目的適合性」、および「信頼性」などがあげられている (SFAC, No. 5, par.63)。以下では、知的資産が貸借対照表への計上能力をもつための理論的根拠として、FASBにおける資産の認識規準に照らして、知的資産の資産性について検討を行う。

2 知的資産の資産認識規準についての検討

(1) 「将来の経済的便益」の要件

将来の経済的便益とは、単独でまたは他の資産と結びつくことによって、直接的または間接的に将来のネット・キャッシュ・インフローに貢献する能力のことを意味する。(SFAC No. 6, par.28)。通常、財貨やサービスを生産するのに使用されるものはすべて、有形か無形か、市場価格が存在するか否か、その他の方法で交換可能であるか否かを問わず、将来の経済的便益をもっている (SFAS 86, par.173)。

知的資産から生ずる将来の経済的便益には、製品またはサービスの売上収益、コストの節約、あるいは企業による資産の使用によってもたらされるその他の利益が含まれる。例えば、製造工程における知的資産の使用は、将来の収入の増加よりもむしろ、将来の製造コストの減少になる可能性がある。知的資産の中で、特に、ブランドはバリュードライバー (Value drivers ; 企業価値の決定要因) の典型であり、将来のキャッシュ・フローの源泉であるので、この要件を満足すると考えられる (経済産業省企業法制研究会、2002年、68頁)。

(2) 「特定の実体による支配」の要件

特定の実体による支配とは、特定の実体はその経済的便益を取得し、第三者が当該便益にアクセスしないように支配することを意味する。一般的に、財務諸表上で知的資産が認識できない最も大きな障害となっている原因が「支配」の特性にあると考えられる。たとえば、特許化されていないノウハウ、顧客獲得コストなどの知的資産は厳密な意味での法的支配を行使することができないので、そのような資産に対して会社が行った投資の大部

分は即時費用として処理される。

知的資産は他者が投資の完全なベネフィットを享受するのを所有者が排除できる可能性 (部分的排除) という点で、物的資産や金融資産とは異なる。知的資産の場合、所有者以外の者がそのベネフィットを共用してしまうことを完全には排除できない。大部分の知的資産についての部分的排除可能性 (知的資産からもたらされるベネフィットに対する完全な支配を一般的に欠いていること) が、所有者以外の者へのベネフィットおよび厳密な法的意味での支配の欠如を引き起こす (Baruch Lev, p.37)

知的資産が「資産」と認められる要件が備わるには、知的資産の価値創造能力とベネフィットの完全な獲得 (有効な支配力) を保証することが必要である。外部者による不正利用を効果的に排除することは、その項目が財務会計上で資産として認識されるために必要不可欠な条件であり、資産に対する支配を意味することとなる (Baruch Lev, p.84)。市場知識および技術的知識が著作権、取引制限契約 (許可される場合) のような法的権利により、または従業員の法的秘密保持義務により保護される場合、企業はこれら便益を支配することになる。

また、経済的便益の支配力あるいは帰属性は「しばしば法的権利を基盤にしているが」、たとえば、製法または工程を秘密にするなど別の方法で便益を獲得し、支配する能力を有することもあるので、法的権利の有無は企業が資産を所有するための不可欠な前提条件ではないと考えられる (SFAC No. 6, par.187)。当該企業に帰属し、かつ他企業のブランドから識別されている知的資産、たとえば、特許、コーポレート・ブランドおよびプロダクト・ブランド、顧客リストなどはこ

の要件を満していると考えられる。

(3) 「識別可能性」の要件

「識別可能性」の有無は、法的権利が付随するか否か、他の資産から分離可能かどうか、などによって判断される。同一の収益事業に使用される他の資産から生ずる将来の経済的便益を損なうことなく、企業が資産に起因する特定の将来の経済的便益を貸与、売却、交換、または分配することができる場合、その資産は分離可能である。また、資産が、単独ではなく、他の資産と一体となって将来の経済的便益を識別することができる場合には、その資産は識別可能である（IAS No.38, pars.11-12）。知的資産の分離可能性の度を評価するためには、評価者は第三者に知的資産を譲渡する可能性やこの契約に影響する必要な契約上の調整を検討すべきであり、もし企業間の契約が第三者に知的資産が商業上利用できることが合理的に確認できればその資産は分離される。

ブランド（Brand）の資産性を考慮した場合、購入ブランドの非償却、減損の見直しの強制、自社開発ブランドの資産計上の許容といった措置が可能となる前提には、ブランドの識別可能性の保証が必要である。たとえば、個別取得による「買収ブランド」（acquired brands）やプロサッカー選手の「移籍料」（transfer fee）などは、識別可能または分離可能である限り、その取得原価で貸借対照表に資産計上されることになる。買収（購入）による取得の場合には、分離可能な資産だけが識別され、その分離可能な資産については「公正価値」で評価されなければならない（白石、2002年、520-521頁）。

(4) 「過去の取引または事象の発生」の要件

この要件は、当該便益に対する実体の権利または支配をもたらす取引その他の事象がすでに発生していることを意味する。これは「ある実体の現在の資産がもつ将来の経済的便益と将来の資産がもつ将来の経済的便益とを区別」（SFAC No. 6, par.190）するためのものであり、「将来にある実体の資産になるかもしれないが、いまだその実体の資産になっていない項目を資産から除外」（SFAC No. 6, par.191）するための要件とされている。ブランドの場合は、長い時間をかけてブランドとして形成されており、コーポレート・ブランドであれ、プロダクト・ブランドであれ、現在のブランドであることには間違いないので、この要件を満していると考えられる（経済産業省企業法制研究会、69頁）。

(5) 「測定可能性、信頼性、目的適合性」の要件

知的資産は少なくとも、前述した「定義」上の要件をすべて満すので、資産性があると考えられる。ただし、資産性があるとしても、知的資産が貸借対照表でオンバランスされるためには、それに加えて、客観的な測定手法の確保に関する「測定可能性」、測定プロセスとの関連で情報利用者により知覚される情報の「信頼性」および意思決定に対する情報の「目的適合性」といった資産の認識規準をすべて満足させることが必要十分条件である。

「測定可能性」とは、情報が「十分な信頼性をもって測定でき、かつ目的に適合する属性を有すること」（SFAC No. 5, par.63）をいい、その情報が財務諸表において認識されるためには、十分に信頼性のある貨幣単位で

数量化されうるものでなければならない。たとえば、マーケティングのブランド評価モデルにおいてイメージ、安定性、認知度、地域性などの定性（非財務的）要因が指数化されても、制度上、ブランドとしてオンバランスされなかったのは、この「測定可能性」の基準を満していなかったためである（経済産業省企業法制研究会、69頁）。

ある情報を測定するためには、当該測定対象（認識項目）を数量化するための属性の選択が必要であり、また当該属性の測定に用いられる測定尺度（測定単位）の選択が必要である。SFAC5号によれば、現行の会計実務においては、単一の測定属性ではなく、主に、歴史的な原価（または実際現金受領額）、現在原価、現在市場価値、正味実現可能価額（または正味決済価額）および将来のキャッシュ・フローの現在（または割引）価値など5つの属性が用いられている（par.67）。また、SFAC7号では、公正価値⁷（fair value）として市場価格や鑑定価格がない場合には、将来キャッシュ・フローの予想額の現在価値割引額が用いられている。

「目的適合性」は、一般に、会計情報の最も基本的な質的特性であると考えており、「当該項目に関する情報が情報利用者の意思決定に影響を及ぼし得ること」を意味している（par.63）。この場合、意思決定に影響を及ぼし得るとは、情報利用者にとって過去、現在及び将来事象の成果の予測または事前の期待値に確認もしくは訂正を行わせることを意味する。ある情報が情報利用者にとって目的適合性をもつためには、かかる情報がフィードバック価値または予測価値のいずれか（または両者）を有するとともに適時性を有するものでなければならない。しかしながら、情報の目的適

合性は単独で判断することが不可能である。なぜなら、目的適合性は意思決定のために有用な情報の提供という財務報告の主たる基本目的との関連で評価されなければならない、また総合的な意思決定の有用性にとってどのように役立つのかという点を考慮しながら、一組の財務諸表との関連で評価されなければならないからである（par.74）。

「信頼性」とは、目的適合性と対をなす会計情報の基本的質的特性であり、「当該情報が表現上の忠実であり、検証可能かつ中立であること（par.63）」を意味する。情報の信頼性を確保するためには会計測定プロセスが信頼し得るものであることが前提である。そのためには、写体である情報と指示対象である経済活動および経済事象とが一致または近似値の関係にあることを検証することが必要である。さらに同一または類似の測定結果が得られるまで測定を反復し、いかなる測定方法が用いられようとも測定者の変更がなく適用されていることを検証することが必要である。一般に、「信頼性」は公認会計士または監査法人による財務諸表監査による監査証明によって保証される。たとえば、知的資産であるブランドの場合、財務諸表監査の対象になるか否かが「信頼性」の有無の判断基準になるが、その価値評価において財務諸表監査の対象となる公表財務データのみを用いる限り、何ら問題がないと考えられる（経済産業省企業法制研究会、70-71頁）。

3 資産性確保のための知的資産固有の特性についての検討

知的資産の測定および報告が困難な理由は、知的資産の独特の属性、すなわち、ハイ・リスクであること（高い不確実性）、ベネフィット

トに対して完全な支配が欠如していること（部分的排除）、および組織的な市場が存在しないこと（売買不可能性）などにもある。知的資産の資産性確保のためにはこのような知的資産固有の特性についての根本的な問題をも解決しなければならない。「部分的排除」についてはすでに述べたので、ここでは省略する。

(1) 高い不確実性の問題

知的資産が不確実性の高いものであることは、これらの資産に関するリスクが、アイデア段階から技術的に実行可能な段階、さらに商品化される段階へとバリュー・チェーンのプロセスを進むにつれて、どのように削減されていくかについての情報が重要であることを示している（Baruch Lev, p.84）。技術的に実行可能な段階にある商品・サービスのほうが、まだ実行可能性について確認されていない段階にある商品・サービスよりも、商品化される可能性が高い。

知的資産の不確実性は、リスクの分担に関する情報がきわめて重要である。R&Dの事業提携や合併事業、知的資産の証券化、特許の相互的使用許諾などは、企業が知的資産のリスクを削減するために利用する手法である（Baruch Lev, p.84）。また、重要な技術的実行可能性の試験をパスした「研究開発プロジェクト」などは、資産を報告することの目的適合性と情報の信頼性の間における妥当なバランスを考えて、そのようなプロジェクトへの投資を知的資産として認識することが考えられる。

(2) 売買不可能性の問題

知的資産がもつ売買可能性（や部分的排除）

は、企業が知的資産に対する投資から最大のベネフィットを享受することができる能力と成功度に関する情報がいかに重要であることを示している。知的資産についての組織化された競争的市場がないことも、知的資産を大部分の金融資産および有形資産とは異なるものにしてしている。知的資産の測定と評価は、比較可能な金額、すなわち、類似取引における資産の価格がほとんど存在しないという事実によって制約される（Baruch Lev, p.43）。

しかしながら、市場はさまざまな様式と形態をとり、恒常的に進化している。多くの会社は自己の特許権を売却したり、ライセンス供与を行ったりしているし、ブランドや商標権の売買は非常に頻繁である。特に、インターネットの出現が多数のウェブ・ベースでの知的資産の売買あるいは交換を可能にしている（Baruch Lev, p.43）。ライセンス供与や株式公開やインターネット取引における売買のような、適切な退出戦略の定型化によって、知的資産の売買不可能性の制約が緩和されることになる。たとえば、特許は、ライセンス供与や売却という形態で、市場で最も活発に取引される知的資産である。特許のライセンス供与から得られるロイヤルティは、市場価値を創造するという意味で会社の有力な利益源泉である（Baruch Lev, p.62）。また、企業の買収の一部として、あるいは単独で金銭的対価と引き換えに取得した知的資産は、市場をとおして獲得したという確実性と客観性のため、資産計上が可能であると考えられる。

Ⅲ 知的資産の基本構造とその測定および開示

1 知的資産の基本構造

知的資産は企業の潜在価値を表すものであ

り、また知的資産額は株主持分と合わせることで、また企業の株式時価総額を表すことになる。効率的市場仮説を前提とすれば、株式時価総額は企業の将来キャッシュ・フローの現在価値を表すことになる。企業の市場価値と帳簿価値との間の重大な乖離の一部は明らかに知的資産への投資によるものである。知的資産の源泉要因は、イノベーション、組織上の慣行および人的資源などである。知的資産はこれらの源泉要因の組み合わせによって創出されることが少なくない。

知的資産の基本構造は〈表1〉のように示すことができる。知的資産の構成要素は主に、人的資産 (human assets)、構造的資産 (structural assets)、顧客資産 (relational assets) に分類することができる。人的資産には、個人の能力、知識、技術、経験はもとより、組織の創造性や革新性をも含まれる。この人的資産の価値の多くは、社会的適応力があり、その他の企業の経済的価値に積極的に貢献する能力を有する有能で、熟練した人間に帰属するものである。構造的資産は市場の要求を満足させるために、開発、習得、運営される組織的影響力と技術的能力をあらわす資産である。顧客資産は市場での競争優位を享有する顧客との円滑で有機的な関係、効率的な供給ネットワークの程度をあらわす資産である。

〈表1〉 知的資産の基本構造

資 産	負債 (債権者持分)	通常の 貸借対照表	株式の 時価 総額
	資本 (株主持分)		
知的資産	知的資本	企業の 潜在価値	
人的資産	人的資本		
構造的資産 顧客資産	構造的資本 顧客資本		

知的資産を構成する各要素は、他の知的資産の要素と、また伝統的企業資産の要素 (財務的資産や有形資産) とに互いに結びつき相互に作用し合っている。知的資産は、主に、①事業とは別個に購入される場合 (個別取得の場合：たとえば、ブランド、新聞発行権、特許権など)、②事業の買収の一部として取得される場合 (買収による企業結合において取得される場合：特許権など)、および③内部開発により取得される場合 (自己創設により取得される場合：特定の営業免許、フランチャイズ営業権、輸入割当引受権など) など様々な方法で取得される。

知的資産に対比される「知的資本」 (Intellectual Capital) は、知的資産に対する持分権を表し、現行の貸借対照表の貸方に報告されない企業が保有している知的基盤の持分 (equity) である。知的資産を企業の経営活動に投入される各種資本の一つとしてとらえた場合、知的資本という用語が用いられる。すなわち、知的資本は既存の債権者持分や株主持分のように知的資産に対する法的請求権をもつものではなく、知的資本の総価値は知的資産の総価値と同一であると考えられる。

知的資本は、人的資本、構造的資本、顧客資本から構成される。人的資本とは、従業員等の知的資源を、企業の経営活動に投入される各種資本のひとつとして捉えたものであり、個々の従業員が顧客のニーズに答えることのできる能力のことである。この場合、休養などの人件費支出は経営管理上の資本コストとされ、また人的資本を含めて資本利益率計算などが行われる。制度上、人的資本はオン・バランスされていない。

構造的資本 (組織資本) とは、市場からの

要求に応えることのできる組織の能力のことである。顧客資本（外部関係資本）とは、企業のフランチャイズの浸透レベル、幅、定着度（ロイヤルティ）と収益性をあらわすものである（P.H. Sullivan, 188頁）。知的資本の基本的性質は次の3つである（L. Edvinsson, M.S. Malone, 62頁）。

第1に、知的資本は財務情報に対して補足的な情報であって、従属的な情報ではない。

第2に、知的資本は非財務的資本であり、市場価値と簿価の間に隠れたギャップを表す。

第3に、知的資本は負債の側にあるものであり、資産の側ではない。

2 知的資産の測定

どのような基準で知的資産を評価するのかはその評価の目的によって変わる。知的資産の価値評価は、「戦略」、「分析」、「活用」、「検証・修正」の4つの段階によって行われる（OECD, 1999, par. 9-11）。知的資産価値の測定は、次のように財務的な測定（定量的な評価）と非財務的な測定（定性的な評価）によって行われる。

(1) 財務的な測定

財務的な測定とは、ストックの量やフローの量の変化といった量的な側面を明らかにするものである。財務的な測定における将来の成果は、企業価値の予測と対応して、将来のキャッシュ・フローの現在価値、あるいは将来利益の現在価値で測定される。知的資産の財務的な測定は金額による評価（すなわち、貨幣額による評価）が多く用いられる。

知的資産の価値評価のアプローチとしては、

大きく「残差アプローチ」と「独立評価アプローチ」とに分けられる。「残差アプローチ」は、時価総額をもって企業全体の推定評価額として、そこからオンバランスされている簿価ベースの純資産を控除して、その差額を知的資産価値とする考え方である。ここでの「知的資産」は、金融商品などの時価評価による評価額を株主資本の帳簿価額に加えた金額と、株式時価総額との差額であると考えられる。したがって、企業の市場価値は、企業資産の簿価に知的資産を加えたものと考えられることができる。「独立評価アプローチ」は、知的資産がもっている超過収益力あるいは将来キャッシュ・フローの割引現在価値をもって知的資産の価値評価額とする考え方である。知的資産の測定方法としては、独立評価アプローチをとるならば、次のような3つの方法が考えられる。

①市場経済に基づく方法 (Market approach)

これは、市場において、売買事例の価格基準によるアプローチで、実際に市場で取引された事例をもとにその類似性から評価しようとする方法である。この方法によれば、企業の純資産の公正価値と株式時価総額との差額が知的資産により形成されたものであると考えられる。何よりも実際の取引の価格という事実を参照にしていることに、測定手法としての合理的な面があると考えられる。しかしながら、特に、ブランドの場合は、実際の取引事例が市場でオープンされるものではないし、ブランドの性格上、基本的には他に比類のないものとして差別性や識別性を特徴としている点から、このアプローチを実際に適用するのは適当ではないと考えられる。

②収支に基づく方法 (Income approach)

知的資産の価値を評価するためには、知的

資産から創出される競争優位から生じる将来のキャッシュ・フローを見積る必要がある。この方法は知的資産がもたらす超過収益⁸または将来のキャッシュ・フローの割引現在価値をもって知的資産の価値評価額とする方法である。この方法は市場での取引価格を求めることができないときに、将来の収入とそのコストを求め、その差額を現在価値にディスカウントしたものの総和を求める方法である。この方法では、知的資産がもたらす正味キャッシュ・フローの現在価値を求めることに焦点がおかれる。

IAS38によれば、無形資産の取得原価から償却累計額を控除した帳簿価額が回収可能価額を超過している場合、回収可能価額まで減損処理をすることになっている（IAS 38, par. 7）。回収可能価額とは正味売却価格と使用価値のいずれか高い方の額であるが、知的資産について正味売却価格は成立しない場合が多い。使用価値（value in use）は資産の継続的使用とその耐用年数終了時の資産の処分によって生じると期待される見積将来キャッシュ・フローの現在価値であるが（IAS 36, par. 5）、知的資産については耐用年数終了時の資産の処分によって生じる見積将来キャッシュ・フローはゼロである。

③コストに基づく方法（Cost approach）

この方法は、ある知的資産を複製（同じものを作る）したり、また模写（同じ機能のものを作る）したりする場合、それにかかった費用によってその資産額を算定する方法である。このアプローチは知的資産に対する支出または同種の資産を購入市場で再調達するのに要する支出に基づいて資産価値を算定しようとする。その測定尺度のとらえ方によって歴史的な原価アプローチと取替原価アプローチ

とに分けられる。

(2) 非財務的な測定

非財務的な測定とは、知的資産がどのような形で企業に経済的便益をもたらすのかを測定することである。たとえば、イメージ、安定性、認知度、地域性などを指数化するものである。その測定においては業務レベルの活動の遂行とその効率を高めるために、非財務的な測定尺度である業務ドライバーとの連携が必要とされる。

知的資産を非財務的な測定尺度によって測定した「知的資産価値評価モデル」のひとつとして、Kaplan & Nortonのバランス・スコアカード（Balanced Scorecards; BSC）があげられる（FASB special report, 2001, p.30）。その測定指標は、財務的視点、顧客の視点、内部事業の視点、革新および開発の視点など4つの視点から提案されている。その後、スイスのスカンディア社（Skandia Ltd）では、知的資産ナビゲーター（Skandia Navigator）・モデルをアニュアル・レポートのサンプルとして公表している。知的資産ナビゲーター・モデルは、人材の価値を企業価値の中心におき、その価値が具体的に、過去指標としての財務指標、現状指標としての顧客関連指標、従業員関連指標、管理関連指標、さらに、将来指標については事業開発関連指標で表現できると考えている。また、非財務情報はマトリックス形式でアニュアル・レポートに開示を求められる。バランス・スコアカードは、知的資源の評価を含めた企業業績の総合的評価ツールとして、業績評価システムから戦略的マネジメントシステムとしての活用まで大きな広がりをもったフレームワークである。

知的資産の非財務的な測定は、実務上、報告企業の性格と経営環境を考慮して独自の指標を開発することができる。上記の知的資産の種類ごとの非財務的な測定指標は次のように示すことができる。

第1に、人的資産の非財務的な測定指標としては次のようなものがあげられる（韓国会計研究院、2000年、123頁）。すなわち、①素質啓発・専門教育、②労働者の把握および管理、③外部の評判、④付加価値の創出能力、⑤職員の満足度などである。人的資産の測定値のほとんどは人的資産それ自体を貨幣価値に表示せず、これらの趨勢分析を通じた人的資産が組織においてどの程度に開発され、蓄積されているかを示している。この測定指標は、知識の共有、アイデアの創出、多機能チームへの参加などを拡大させ、究極的には企業価値を増加させることに貢献する。

第2に、構造的資産の非財務的な測定指標としては次のようなものがあげられる（韓国会計研究院、122頁）。すなわち、①知的財産権の活動と権利強化の努力、②CIおよびIR活動、③ビジョンと中長期の戦略、④TQMやABC施行、⑤新製品の出市の効率性、⑥専門家中心のチーム組織、⑦情報取合いと活用度などである。この測定指標は、収益創出の潜在力に寄与した構造的資産の開発がどの程度進捗されているかを示している。

第3に、顧客資産の非財務的な測定指標としては次のようなものがあげられる（韓国会計研究院、121頁）。すなわち、①ブランドイメージ、②再購買度、③顧客事業に占める当該企業の割合、④顧客満足／不満指数、⑤供給者の事業に占める当該企業の割合、⑥顧客／供給者と締結した提携・協約・システムの共有などである。この測定指標は、企業と顧客（供

給者）双方に利益をもたらすシナジー効果の変化を把握することができる。

3 知的資産の情報開示

現在の経済環境において意思決定者の目的に最も適合した情報は、企業のバリュー・チェーン（Value Chain）、いわば、ビジネス・モデルに関する情報である。知的資産に関する情報は、少なくとも企業の財務諸表において区分された形で（独立項目として）報告される必要がある。企業としては、市場のセグメンテーションと顧客価値を把握することと、資本市場に対してどのような顧客にどのような価値を提供できるかをディスクロージャーすることが必要である。知的資産の情報開示方法としては次の3つの方法が考えられる。

(1) 財務報告書の本体における情報開示

この方法は、現行の財務報告制度のもとで、連結貸借対照表あるいは年次報告書でデクローズする方法である。これは、企業会計が連結中心になるとともに、国際財務報告基準がデファクト・スタンダードになりつつあり、時価・実現可能概念を中心とする公正価値会計へと加速化し、その結果、企業会計の受け皿ができつつあることを前提として、知的資産をオンバランスさせる考え方である。

ディスクロージャー例としては、①ランク・ホービス・マクドガル社（1988年度貸借対照表）による「自社開発ブランド資産計上」、②IBM（1998年度アニュアル・レポート）による「過去5年の年度別特許権の価値・内訳」（ソフトウェア、ネットワーク・コンピューティング等）、「過去5年の年度別知的財産と認可した特許使用料」、「電子商取引により合理化された調達プロセスとそれによるコスト削減金額」、③

知的資産会計の体系化

ユニリーバ（1999年度アニュアル・レポート）による「今後5年間のブランドへの投資額・期待される成果」、「今年度のeビジネスへの投資額」などである。特に、2001年度年次報告書において、買収ブランドを資産として計上した会社は、キャドバリー・シュウエップ社、ディアジオ社、ヒルトン・グループ社、レキット・ペンキサー社、グラクソ・スミスクライン社、WPP社などである。

(2) 注記など補足的な方法による情報開示

この方法は、現行の財務報告制度のもとで、連結財務諸表に対する注記などとしてディスクロースする方法である。この方法は、注記および附属明細書でディスクロースするか、または補足情報としてディスクロースするとの考え方である。注記によるディスクロージャーは会計情報の透明性としての意味はもつが、企業経営者の財務的業績を企業利益に反映させることには不十分である。

補足的注記の具体的例としては、財務諸表において費用として認識される項目のなかで、人的資産の価値を増加させる「社員教育費」、顧客資産の価値を高める「広告費およびマーケティング関連費用」、構造資産を蓄積させる情報技術に対する「投資およびシステム関連費用」などである。ディスクロージャー例

としては、フィリップス（1999年度貸借対照表・脚注）による「資産計上された自社利用ソフトウェアの額」、「買収により取得した未成功R&Dへの支出額」、「購入した技術・特許・商標・労働力の価値（合計額）」である。

(3) 包括的な知的資産報告書による情報開示

この方法は、現行の財務報告制度にとらわれずに、別個の体系をもつ知的資産の蓄積に関する報告書（いわば、知的資産報告書）を作成し、事業報告（Business Reporting）の一環としてディスクロースする方法である。このような報告書は、イノベーションと知的資産への投資に関する体系的で標準化された情報の提供を通じて、従来の財務諸表を補足することができる。

包括的な情報開示の仕組みとしての「知的資産報告書」の例としては、バルーク・レブ（Baruch Lev）によるバリューチェーン・スコアボード（The Value Chain Score Board）システムがあげられる。バリューチェーン・スコアボードの体系は、〈表2〉のように示すことができる（Baruch Lev, p.111）。バリュー・チェーン・システムはイノベーションの基本的な経済プロセスとして、企業の生成と成功に必要であり、その流れとしては新し

〈表2〉 バリューチェーン・スコアボードの体系

段階	構成要素
発見および学習	①内部的更新（研究開発など） ②買収した能力（技術の購入など） ③ネットワーク（R&D提携とジョイント・ベンチャーなど）
実行	④知的財産（特許権、ライセンス供与の協定など） ⑤技術的実行可能性（臨床試験など） ⑥インターネット（ハードルとなる利用度、オンライン購入など）
商業ベース化	⑦顧客（ブランド価値、顧客の変動と価値観など） ⑧業績（収益、利益、イノベーション収益など） ⑨成長予測（製品の流通経路と発売日、期待される効率性と節約など）

い製品やサービスまたは工程の発見から始まり、これらの発見の開発段階と技術的な実行可能性の確立の段階を経て、新製品またはサービスの商業ベース化で完結する。

このシステムは、知的資産への投資と具体的な成果への変換を強調しつつ、企業のイノベーション活動に関する情報を経営者と投資家の両方に提供することを目的とする。スコアボードの構成要素となるための属性（規準）は、定量化可能性、標準化可能性、実証的根拠による企業価値の測定値と指標との関連性などである。バリューチェーン・スコアボードは知的資産の総合的評価と有益な情報開示ツールとして、財務諸表上には表示されない知的資産価値を評価する点では上述のバランス・スコアカード（BSC）とは基本的に同じ考え方をもっている。

IV 知的資産会計の課題

知的資産会計の主要な課題は知的資産の特異化とその評価金額の決定である。知的資産会計を体系化するための手法としては次のようなものが考えられる。

第1に、知的資産の概念規定を明確化することによって、知的資産の資産性を確保することである。知的資産の概念規定の設定に際しては、特に信頼性の要件と支配の要件を前提として、より明確で、かつ客観的な識別・判断規準ないし実務指針を作ることが強く求められる。

第2に、知的資産の測定方法と測定根拠を明確化することである。すなわち、これは知的資産の構成要素を詳細に分析し、知的資産価値の客観的な算定方法を確立することである。特に、知的資産価値を評価するための「総合的価値評価モデル」の構築が要請される。

そのためには、会計基準の設定機関あるいは政府機関が知的資産の測定と報告のための会計モデルの開発とデータ収集に携わることが期待される。たとえば、経済産業省のブランド価値評価研究会による「ブランド価値評価モデル」（経済産業省企業法制研究会、45-58頁）などの考え方は知的資産の価値評価についても採用できると考えられる。

第3に、知的資産管理システムを合理化することである。合理的な知的資産管理は、知的資源の可視化、測定および管理を促進する高度のプロセスを通じて達成される。知的資産管理システムの判断指標は次のとおりである（Baruch Lev, p.156-157）。①新しいイノベーションの意思決定プロセス（総合的イノベーション管理）、②特許取得の基準と意思決定（知的資産のポートフォリオ分析）、③事業機会の予備的評価（事業の戦略と戦術、製品と市場のマトリックス）④商業化の意思決定プロセス（商業化、保留）などである。

注

1 知的資産（Intellectual Assets）は、類似の用語として、Intangibles, Intangible Investment, Knowledge Assets, Knowledge-based Assets, Invisible Assetsなどがあるが、ここでは同一の意味として解釈する。

2 FASBにおける「企業結合および無形資産の会計処理」（SAFS141およびSFAS142）の概要は次の6つに要約することができる。第1に、2001年7月1日以降開始されたすべての取引については、パーチェス法による会計処理が義務付けられ、持分プーリング法は認められない。第2に、区分可能で、耐用年数が定められる無形資産は、従来どおり営業権（Goodwill）とは区別してその残存耐用年数にわたって償却する。また、SFAS121

知的資産会計の体系化

の指針にもとづき、減損が必要か否かの評価も引き続き行う必要がある。第3に、営業権および耐用年数の定められない無形資産については、最低年1回、減損の有無を評価（減損テスト）する。評価は報告企業単位レベルで実施する必要がある。なお報告単位とは、オペレーティング・セグメント単位またはもう一段下の業務単位を指す。第4に、減損テストは次の2段階で行う。①報告単位の推定公正価値と簿価とを比較する。②（第1段階で公正価値が簿価より低い場合、）営業権または無形資産の減損額を決定するために、すべての無形資産ならびに有形資産を評価する。第5に、SFAS142の適用を行った場合は、6ヶ月以内に各報告単元に第1段階の減損テストを実施する必要がある。また、上記の第2段階の営業権減損額の算定が必要な場合は、適用初年度の期末までに計算を完了しなければならない。第6に、企業は、実施した減損テストに関連する書類を保持することが求められる。また上場企業の場合は、減損に関する注記を財務諸表上で開示することが義務付けられている。

- 3 「容易に確かめられる市場価値」（RAMV）とは、①当該資産は、すべての重要な点で同等である資産の同質の母集団に属し、かつ、②頻繁な取引によって立証される活発な市場が、資産の当該母集団のために存在する場合に、市場に照らして確立される無形資産の価値である（FRS10, par. 2）。したがって、「容易に確かめられる市場価値」が存在する一自己創設無形資産として資産計上できる一場合とは、①「同等資産の同質の母集団」と②「活発な市場の存在」の2要件を満足する場合である。しかしながら、ほとんど現実的にはありえない厳しい基準を設けて資産計上を認めていると考えられる。
- 4 「公正価値」とは、FRS7において、「強制または清算処分以外の、事業に精通し、かつ自発的意思のある互いに独立した当事者間の対等な市場取引において、資産または負債を交換できる価額」（FRS7.par.2）と定義している。そこでは、たとえば、無形資産を認識する場合、その公正価値は、通常その見積市場価値である当該資産の取替

原価に基づくべきである（par.10）。また、FRS10では、公正価値の範囲を既存のルール（FRS7）よりも広く、FRS7が定める再調達価額や市場価額のみならず、年間売上予想額基準やロイヤルティ節減予想額基準などが認められている。結果として、買収により取得したブランドや新聞発行権等が資産としての計上が認められることになる。

- 5 IAS第38号によれば、知的資産とは、商品やサービスの生産または提供に使用するため、第三者への貸与のため、または管理目的のために保有されるもので、物的実体を有さない非貨幣性資産であり、また識別可能であり、過去の事象の結果として企業により支配されており、かつ、それによる将来の経済的ベネフィットが企業にもたらされる可能性が高いものであると定義している。
- 6 財務諸表において資産として認識されるためには次のような資産の「定義」の要件を満足しなければならない。「資産とは、過去の取引または事象の結果として、ある特定の実体により取得または支配されている発生可能性の高い将来の経済的便益である」（SFAC No. 6, par.25）。
- 7 SFAC7によれば、公正価値（fair value）とは、自発的取引の意思のある売り手と買い手の間で交渉の結果成立する取引価格を指す（par.1）。その算定方法として、評価の対象となっている資産、負債が企業にもたらす将来キャッシュ・フローを予想して、その予想額を現在価値に割り引いて累計額を求める方法（DCF法）が最善であると規定している。
- 8 超過収益の計算方法としては、免除ロイヤルティ法とプレミアム価格法とがあげられる。免除ロイヤルティ法とは、アパレル業界のライセンス販売のように、仮に知的資産（ブランド）をもっていないとすれば、支払わなければならないロイヤルティで超過収益あるいは超過利益を計算する方法である。しかしながら、この方法は、ブランドの場合、ブランドの識別性または差別性の性格から、全く意味がないことで、ブランドの測定には実務上問題がある。プレミアム価格法とは、ノンブランド製品を上回ってブランド製品などがもたらす現在および将来の単価差から生じる価格プレ

ミアムでもって超過利益を測定する方法である。この方法は特に、ブランドの本質的な効果である価格優位性に着目しているものと考えられる (経済産業省企業法制研究会、39-40頁)。

参考文献

- 岡田依里『企業評価と知的資産』税務経理協会、2002年。
- 白石和孝『知的無形資産会計』新世社、1997年。
- 白石和孝「FRS10基準化以後の無形資産会計」『会計』第162巻第4号森山書店、2002年。
- 二村隆章・岸宜仁『知的財産会計』文藝春秋、2002年。
- 西村優子「戦略に関連する知的資産の測定」『会計』第161巻第4号森山書店、2002年。
- (財)企業財務制度研究会訳『財務会計の概念および基準のフレームワーク』中央経済社、2001年。
- 経済産業省企業法制研究会『ブランド価値評価研究会報告書』、2002年6月。
- 韓国会計研究院『研究報告書第5号：知識資産開発活動の測定と開示』(韓国語)、2000年11月。
- P. H. Sullivan著、水谷孝三ほか訳『知的経営の真髓』東洋経済新報社、2002年。
- L. Edvinsson, M. S. Malone著、高橋透訳『インテレクチュアル・キャピタル』日本能率協会マネジメントセンター、1999年。
- Baruch Lev, *Intangibles: Management, Measurement, and Reporting*, Brookings institution press, 2001. (広瀬義州・桜井久勝訳『ブランドの経営と会計』東洋経済新報社、2002年)。
- Margaret M. Blair, Steven M. H. Wallman, *Unseen Wealth; Reporting of the Brookings Task Force on Intangibles*, Task Force Co-Chairs, 2001. (広瀬義州ほか訳『ブランド価値評価入門』中央経済社、2002年)。
- A. Wilson, M. Davies, M. Curtis, G. Wilkinson-Riddle, *UK & international GAAP*, Butterworths Tolley, 2001.
- M. J. Mard, J. R. Hitchner, S. D. Hyden, M. L. Zyla, *Valuation for Financial Reporting: Intangible assets, Goodwill and Impairment analysis*, SFAS141 and 142, John Wiley & Sons, Inc., 2002.
- ASB, SSAP No.22, *Accounting for goodwill*, July 1989.
- ASB, FRS No.10, *Goodwill and Intangible Assets*, December 1997.
- FASB, SFAC No.5, *Recognition and Measures in Financial Statements of Business Enterprises*, December 1984.
- FASB, SFAC No. 6, *Elements of Financial Statements*, December 1985.
- FASB, SFAC No.7, *Using Cash Flow Information and Present Value in Accounting Measurements*, February 2000.
- FASB, SFAS No.86, *Accounting for the Costs of Computer Software to Be Sold, Leased, or Otherwise Marketed*. 1985.
- FASB, SPECIAL REPORT: *The Framework of Financial Accounting Concepts and Standards*, December 1997.
- FASB, SPECIAL REPORT: *Business and Financial Reporting, Challenges from the New Economy*, April 2001.
- IASB, IAS No.36, *Impairment of assets*, June 1998.
- IASB, IAS No.38, *Intangible assets*, September 1998.
- OECD, International Symposium, *Measuring and Reporting Intellectual Capital; Experience, Issues, and Prospects*, June 1999.